

# 古文書を読む会学習記録

作成日 平成29年 1月13日

|      |   |      |             |
|------|---|------|-------------|
| 開催日  | 平成29年 1月12日   | 時 間  | 10:00～12:00 |
| 場 所  | 金沢公会堂リハーサル室   | 出席人数 | 14名         |
| 講 師  | 真田雅行氏   | 作成者  | 飯塚玲子        |
| テーマ  | 第一学習 赤井村石井家文書 ⑬   |      |             |
| 概要   | <p>文政四巳年(1821年)赤井村石井家文書『御用留置帳』学習<br/>         ○文政四巳年十一月水野出羽守様より渡された書付写<br/>         公用で道中を往来する人たちは、御朱印人馬(人足と馬)以外の人馬が多くなっている。無用の人馬を出すことは、堅く禁止し、御朱印の人数の他に必要な人馬の分は定められた賃金を間違いなく払う事<br/>         ○公用で往来する人たち(在番、諸大名等)は、人馬の役人がいるのだから、人馬数を計算して賃人馬の賃金間違いなく払い、人馬割役の者は問屋場に残り細かく吟味する様申付ける。先触(さきぶれ)外の人馬を出す時は、前の辰年の通り払う様、家来や雇いの者に申付けなさい。印鑑を忘れず差出、賃金を必ず払うというこの心得を宿の者にも申渡す。<br/>         ○道中にて、手代わりの人足を取、自分が持つ道具も持たせ、馬や駕籠に乗りお金も払わず、宿の者に道理のないことを言う、もし宿の人の申分があり、害があれば、今後は江戸、京、大坂の雇人足請負の者に人足を雇う度に人足に申付け、不届きが無い様にし、もしどうしても必要の時は定のお金を払う。旅籠代も同じ。<br/>         もし、これ以後不法の者があれば、家来、雇の者でも、主人、その者の名前を糺し、道中奉行へ訴え、詮議の上当人や請負の者もお咎めがある。駄賃、旅籠代は必ず払う様申付ける。旅籠代を減したり、払っていないのに払ったという証文を取る不届きものと聞くので、道中奉行へ訴えるよう宿の者に申しつける。<br/>         ○諸荷物の貫目、御定の通り間違いのない様申付ける。<br/>         もし、御定より重いに荷物があれば、重さに応じ賃金を増すか、荷物を作り替ても御定めを守る様申付ける。<br/>         京、大坂、駿府三度飛脚の荷物は、近年貫目も重く、かさが高い荷物も多く、夜通し往来する事を聞くが、商人の荷物が混ざらない様堅く申付け、在番の人々は、自分の荷物は御定の通りにし、みだりに重い荷物を出さないこと。夜通し飛脚は、特別の事が無い限りはせずに、もしどうしても時は、番頭へ証文をもらいそれを差し出す様、飛脚請負の者へ申し付ける。<br/>         それが守られないときは、道中奉行へ訴え、詮議の上飛脚を監督する者はもちろん、請負人も、処罰をする旨を申渡す。<br/>         ○江戸、京、大坂その他、国々より町人が請け負って、往来する御用の荷物が近年、貫目も重く荷数も多い、道中人馬をたくさん出し、賃金を少なく払い、不埒な仕方をする事があると聞く。今後は貫目を重くせず荷数も貫目に従い、人馬の賃金を間違いなく払い、少しも道理のないことをしないように申し付ける。もし不審の時道中奉行に訴え調査して荷物監督者、請負人までも処罰するので左様心得ること<br/>         ○道中宿々の者不埒の事がある時は、旅人が、二泊、三泊かかっても、その所の問屋年寄り等と呼ばせ、または、訴訟のため付き添わせる事があると聞くが、たとえ宿の者たちが不届きでも、問屋、年寄りを呼ぶ事はその宿人が少なくなり、御用にも差しさわりがあるので、今後は、呼ぶのも付き添うのもやめさせ、その事は、道中奉行へ訴え、奉行より詮議の上申付けると心得る事。</p> |      |             |
| 次回予定 | 平成29年 1月26日 10:00～12:00 於: 金沢公会堂リハーサル室<br>第二学習 和宮様御下向 ①   |      |             |